

重要事項説明書

1. 当事業所の概要等

事業所名	(公財) 豊郷病院 訪問看護ステーション レインボウひこね	
所在地	滋賀県彦根市後三条町 5 2 0 - 1	
事業者番号	2 5 6 0 2 9 0 0 5 4 号	
管理者及び連絡先	レインボウひこね 管理者 角間 広美 電話：0749-21-2855 F A X：0749-21-2810	
サービス提供地域	彦根市（厚生労働大臣が定める中山間地域を除く） （交通費はいただきません。）	
職員体制	管理者 1 名 スタッフ 1 0 名（非常勤含む） 職 種 看護師・理学療法士・作業療法士・事務員	
営業日・時間	平日 8：30 ～ 16：50 土曜日 8：30 ～ 12：40 日曜・祝祭日・年末年始 12 / 29 ～ 1 / 3）休み ただし、24 時間対応体制によりその限りではありません。	
当事業所業務の概要	・病状・障害・全身状態の観察 ・清拭・洗髪等による清潔の保持 ・褥瘡の予防・処置 ・リハビリテーション ・認知症看護や精神・心理的看護	・療養生活の助言 ・カテーテル等の交換・管理 ・その他在宅療養を継続するために 必要な医師の指示による看護処置

2. 当事業所のサービス方針等

総合病院併設型の訪問看護ステーションで、医療依存が高い利用者の方や終末期への対応、また精神科や認知症センターを持つ病院のため、メンタルヘルスケアにも対応できます。24 時間オンコール制により緊急時には速やかに対応できます。

信頼・安心・広がりをモットーにクオリティーの高い看護を提供し、地域支援を目指します。

3. キャンセル

- （１）利用者がサービスの利用中止を希望する際は、できるだけ前日までに所定の連絡先へご連絡下さい。
- （２）キャンセル料はいただきません。

予防

4. 相談・苦情窓口

○サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応いたします。

（受付時間：月～金 8：30～16：50）

当事業者お客様相談窓口： 電話番号 0749-21-2855
FAX番号 0749-21-2810
Eメールアドレス hikone.hns@vega.ocn.ne.jp
相談者（責任者） 角間 広美

彦根市高齢福祉推進課： 電話番号 0749-24-0828

国保連合会： 電話番号 077-510-6605

5. その他

- （１）サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - １）看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の管理はいたしかねます。
 - ２）看護師等に対する贈り物や飲食等のおもてなしは、堅くご遠慮させていただきます。
- （２）利用者が全て療養中の方であるということから、緊急に対応させていただくことがあります。その場合定められた訪問時間を事業者から変更する場合がありますので、ご理解の上あらかじめご了承ください。
- （３）当ステーションは、各教育機関からの在宅看護学における訪問看護実習や、訪問介護員養成研修における介護予防訪問看護同行訪問実習を受け入れておりますので、実習訪問させていただく事がありますが、主旨をご理解の上、ご協力下さいますようお願いいたします。尚、事前に実習に関する説明・承諾は得ますが、利用者及び家族の申し出により実習を断る事ができます。
- （４）訪問中使用しました消耗品（手袋・医療処置に使用したガーゼ等）については、感染予防の観点から、持ち帰る事ができませんのでご了承下さい。なお、処理方法については責任を持ってご説明いたします。
- （５）訪問看護の提供により事故発生した時は、次のとおりとします。
 - １）直ちに訪問看護ステーションの管理者・当該利用者の家族・母体である豊郷病院
当該利用者の市町村・居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
 - ２）訪問看護ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- （６）利用料について別紙の通りです。

※ 1時間30分を超過する場合は、（特別管理加算対象でない）保険対象外のため30分毎に1500円（消費税別）自己負担となります。
- （７）自然災害により訪問看護の移動に危険を伴う恐れがある場合、時間、日程を調整させて頂くことがありますのでご了承ください。

予防

(8) 平時より非常災害対策（個別計画・連携体制の確保）を行い、有事においては関係機関との連携を行っていきます。

(9) 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みとして、母体病院における感染委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行い、感染予防に努めます。

(10) 災害及び感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制整備等、業務継続に向けた計画等の策定を実施しています。

(11) 利用者に緊急事態が生じた時は、次の対応を行います。

1) 利用者の緊急事態が生じて、かかりつけの医師（主治医）より対応を求められた時は、原則として主治医の指示のもとで訪問看護を開始します。

2) 看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに医師に連絡し、適切な処置を行うこととします。なお、医師への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じ、そのことを速やかに医師や管理者に報告します。

(12) 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行う者に対し、研修の機会を確保します。

6. 本社の概要

名称・法人種類別	公益財団法人 豊郷病院
代表者	川上 賢三
本社所在地・電話	滋賀県犬上郡豊郷町八目12番地 0749-35-3001
本社事業者数	豊郷病院 ・ 訪問看護ステーション（レインボウ3カ所） ・ 介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 ・ デイサービスセンター ・ グループホーム 訪問リハビリセンター
第三者評価の実施有無	無

予防

重 要 事 項 説 明 確 認 欄

本書面にもとづき重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者所在地 滋賀県彦根市後三条町 5 2 0 - 1

事業者名 (公財) 豊郷病院 訪問看護ステーションレインボウひこね

事業者管理者 角間 広美

説明者 _____ (印)

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

年 月 日

本人

住所 : _____

氏名 : _____

電話 : _____

署名代理人

住所 : _____

氏名 : _____

続柄 : _____

電話 : _____

訪問看護料金表(介護保険)介護予防

介護予防

R8.6月～

		ご利用者負担額		
	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
★看護師による訪問				
訪問看護Ⅰ 1（20分未満）	303単位	303 円	606 円	909 円
訪問看護Ⅰ 2（30分未満）	451単位	451 円	902 円	1,353 円
訪問看護Ⅰ 3（30分以上60分未満）	794単位	794 円	1,588 円	2,382 円
訪問看護Ⅰ 4（60分以上90分未満）	1090単位	1,090 円	2,180 円	3,270 円
○夜間（18：00～22：00）または早朝（6：00～8：00）の訪問の場合 単位数の25％加算				
○深夜（22：00～6：00）の訪問の場合 単位数の50％加算				
★理学療法士・作業療法士による訪問				
訪問看護Ⅰ 5（1回20分）	284単位	284 円	568 円	852 円
＊1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数の50/100				
＊理学療法士等が行う介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合、1回につき5単位減算				
★訪問ごとの加算				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6単位	6 円	12 円	18 円
★該当者に加算（月1回）				
緊急時訪問看護加算Ⅰ（緊急訪問や電話での対応）	600単位	600 円	1,200 円	1,800 円
特別管理加算Ⅰ	500単位	500 円	1,000 円	1,500 円
（在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管チューレ・留置カテーテル）				
特別管理加算Ⅱ	250単位	250 円	500 円	750 円
★該当者に加算（該当者のみ）				
退院時共同指導加算	600単位	600 円	1,200 円	1,800 円
初回加算（Ⅰ）（退院、退所日の初回訪問）	350単位	350 円	700 円	1,050 円
初回加算（Ⅱ）	300単位	300 円	600 円	900 円
★該当者に加算（1回につき）				
複数名訪問看護加算（Ⅰ）30分未満	254単位	254 円	508 円	762 円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）30分以上	402単位	402 円	804 円	1,206 円
長時間訪問看護加算（1時間30分以上）	300単位	300 円	600 円	900 円
（特別管理加算対象者）				
介護職員等処遇改善加算 総単位数の1.8％				

介護予防

R8.6月～

★その他の料金（実費・消費税別）				
死後の処置（材料費込み）		15,000円	（外税 1,500円）	
通常の訪問看護サービス以外 （保険を使えないとき）	30分	4,000円	（外税 400円）	
	1時間	8,000円	（外税 800円）	
1時間30分を超える訪問看護を行った場合（30分ごと）		1,500円	（外税 150円）	
外出の同行（お買い物等の同行）	1日	50,000円	（外税 5,000円）	
外泊の同行（旅行等の同行）	1泊2日	100,000円	（外税 10,000円）	

彦根市は、地域区分が6級地になり、1単位＝10.42円になります。

厚生労働大臣が定める中山間地域等へ訪問した場合、所定単位数の5%を加算します。

【対象地域】彦根市…鳥居本町、下矢倉町、甲田町、宮田町、佐和山町、小野町、原町
笹尾町、荘厳町、善谷町、中山町、仏生寺町、男鬼町、武奈町